

南知多町高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 南知多町高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金（以下「補助金」という。）は、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、南知多町補助金等交付規則（昭和50年南知多町規則第1号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、安全運転支援装置を購入及び設置する高齢者（以下「補助事業者」という。）に対し、その購入及び設置に要する経費（以下「補助対象経費」という。）の一部を補助することにより、安全運転支援装置の普及を促進し、高齢者の安全運転に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 安全運転支援装置

国土交通省の性能認定を受けた後付けの急発進等抑制装置（ペダル踏み間違い急発進等抑制装置）で、安全運転支援装置取扱事業者の店舗等において設置するものをいう。

(2) 高齢者

次のすべての要件を満たす者をいう。

ア 令和2年度に満65歳以上となる者のうち、安全運転支援装置を設置しようとする者

イ 町内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81条）により記録されている者

ウ 都道府県公安委員会が交付する有効な運転免許証（以下「運転免許証」という。）を保有する者

(3) 安全運転支援装置取扱事業者

経済産業省が定めた「安全運転サポート車普及促進事業費補助金交付規程」に基づき一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という。）が行う事業のうち、センターが「後付け装置取扱事業者」として認定し、かつ愛知県内に店舗等を有する事業者をいい、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 店舗等において、安全運転支援装置の販売及び設置に際し、当該装置の機能、動作条件及び適切な使用方法について、高齢者に説明することができる体制を有すること。

イ 南知多町暴力団排除条例（平成23年7月5日条例第10号）第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有して

いる者でないこと。

(4) 店舗等

次のいずれにも該当するものをいう。

ア 原則として、安全運転支援装置取扱事業者又は安全運転支援装置取扱事業者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）が運営するもの

イ 安全運転支援装置の販売及び設置を行うことができる設備及び体制を有するもの

(5) 施工事業者

補助事業者と安全運転支援装置の設置に係る契約を締結した安全運転支援装置取扱事業者の店舗等をいう。

(6) 自動車

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（自動二輪車を除く。）をいい、次のいずれにも該当するものとする。

ア 安全運転支援装置を設置することが可能であること。

イ 自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に「自家用」と記載されていること。

（補助の対象者）

第4条 補助事業者は、前条第2号に掲げる高齢者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 安全運転支援装置を設置しようとする自動車の自動車検査証上の「使用者の氏名又は名称」に記載されている氏名と、運転免許証に記載されている氏名が同一であること。

(2) 自動車税又は軽自動車税の滞納がないこと。

(3) 転売を目的として安全運転支援装置を設置しないこと。

(4) 安全運転支援装置を設置する自動車を、個人の用途に供すること。

(5) 過去に補助金の適用を受けていないこと。

(6) 安全運転支援装置設置後1年以上その装置を使用すること。ただし、以下に掲げるいずれかに該当する場合は、この限りではない。

ア 天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で安全運転支援装置を処分するとき。

イ その病気等の事由により自動車の運転が困難になったとき、及び運転免許証を返納したとき。

ウ その町長が認めたとき。

(7) 南知多町暴力団排除条例（平成23年7月5日条例第10号）第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(8) 安全運転支援装置の機能と適切な使用方法について、店舗等から説明を受けたこと。

- (9) 同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていないこと。
- (10) 安全運転支援装置設置後に発生した事故や車両の故障等について、県及び町が一切の責任を負わないことについて了承したこと。
- (11) 前号までの要件に虚偽があった場合は、町に対して補助金を返還すること。

(補助の対象事業)

第5条 補助の対象事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 障害物検知機能付き又は障害物検知機能なしの安全運転支援装置を施工事業者が設置するもの
- (2) 補助金の交付決定後に着手するもの
- (3) 補助金の交付決定のあった日の属する年度の2月末日（閉庁日の場合は直前開庁日）までに完了する予定であるもの

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に5分の4を乗じて得た額とし、次の各号に定める額を限度として、町の予算の範囲内で交付するものとする。ただし、補助金の額は千円未満の端数を切り捨てるものとする。

- (1) 障害物検知機能付き 32,000円
 - (2) 障害物検知機能なし 16,000円
- 2 補助対象経費には、設置に際して行った自動車の故障箇所の修理若しくは補修又は改良若しくは改造に係る費用を除くものとする。
- 3 補助金の交付は、補助事業者1人につき1回限りとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助事業者（以下「申請者」という。）は、補助事業に着手する前に、南知多町高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に別に定める関係書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第8条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査のうえ、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を申請者に南知多町高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を通知する場合において、必要がある場合は当該補助金の交付について条件を付することができる。
- 3 町長は、前条の規定による申請が補助事業に不相当と認めたときは、その旨を申請者に南知多町高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金不交付決定

通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 申請者は、前条第1項の交付決定を受けた後、第7条の申請を取り下げようとする場合は、南知多町高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金交付申請取下届（様式第4号）により、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内に、町長にその旨を届け出なければならない。

（補助事業の変更）

第10条 申請者は、第8条第1項の交付決定を受けた後に補助事業の内容の変更をしようとする場合は、南知多町高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金交付決定変更申請書（様式第5号）に変更内容が分かる書類を添付して、町長に提出しなければならない。ただし、町長が軽微な変更と認めた場合はこの限りではない。

2 町長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査のうえ適当と認めたときは、南知多町高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金交付決定変更通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の申請が不適当と認めたときは、南知多町高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金交付決定変更不承認通知書（様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日（閉庁日の場合は直前開庁日）のいずれか早い日までに、南知多町高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金実績報告書（様式第8号）に別に定める関係書類を添付して町長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 町長は、前条の規定による実績報告書を受理した場合は、報告内容を審査のうえ、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、南知多町高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金確定通知書（様式第9号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第13条 補助事業者は、前条の通知を受けたときは、速やかに南知多町高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金請求書（様式第10号）を提出するものとする。

2 町長は、前項の請求書に基づき、補助事業者に対し補助金を交付するものとする。

(検査等)

第14条 町長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第15条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、南知多町高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により、申請者に通知するものとする。

- (1) 虚偽の申請その他の不正の行為により補助金交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容及びこれに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 第9条に定める期日までに、南知多町高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金実績報告書が提出されなかったとき。
- (4) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取消したときは、南知多町高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金返還命令書(様式第12号)により、既に交付した補助金を町長の定める期日までに返還を命ずることができる。

(雑則)

第16条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年7月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 要綱第4条に規定する補助事業者であって、令和2年4月1日からこの要綱の施行の前日までに補助事業に着手した者については、第5条第2号、第7条及び第11条の規定にかかわらず、南知多町高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金交付申請書(以下「交付申請書」という。)及び南知多町高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金実績報告書(以下「実績報告書」という。)の提出を行うことができるものとする。この場合において、交付申請書及び実績報告書の提出期限は令和2年8月31日までとし、第10条の規定は適用しないものとする。